



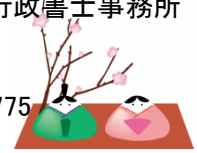
服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail: hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。



平成24年3月号

労働保険事務組合委託事業主の方へ

平成24年4月から雇用保険料率が変更になります

- 一般の事業…… 被保険者負担 1,000分の5
- 土木・建築他の事業…… 被保険者負担 1,000分の6

健康保険料率と介護保険料率は

平成24年3月から変更されています！

健康保険料率と介護保険料率が、今年3月分保険料(平成24年4月末納入期限分)から改定となっています。ご注意ください。

- 介護保険料を給料から控除する人(40歳~64歳)
……被保険者負担1,000分の57.65
- 介護保険料を給料から控除しない人(上記以外)
……被保険者負担1,000分の49.9

労働保険事務組合委託事業主の方へ

労働保険料申告(年度更新)のお願い

今年も労働保険料の申告(年度更新)時期となりました。該当される事業所様には別途『労働保険料申告についてお願い』を配布していますので、期限までに必要な資料等のご準備をお願いいたします。なお、ご不明な点等ございましたら当事務所までご遠慮なくお問い合わせください。どうぞよろしく申し上げます。

3月の生活ホットニュース

最近の労働関係の裁判例から

◆「期間満了を理由とする雇止め」

京都市のある大学が、期間満了を理由として雇用契約を更新しなかったのは不当であるとして、元助手の女性が、雇用の継続などを求めていた訴訟は、大学がこの女性を今年4月から新たに1年間雇用する(契約更新なし)との内容で、京都地裁で和解しました。(2011年12月22日)

この女性は、2007年4月から「契約期間3年」で勤務していましたが、2010年3月末に雇止めされました。採用時に「よほどの不祥事がなければ1回は契約更新される」との説明を受けていたことから、提訴したものです。

女性は「教員の使い捨てに異議を申し立てたかった。非正規教員の問題は全国で広がっているが多くの教員は泣き寝入りしている」と話しており、一方大学側は「裁判の長期化は望ましくないと判断した」と話しています。

◆「過労死」

新聞社の記者だった男性が糖尿病の悪化により死亡したのは過労が原因だったとして、この男性の父親が労災と認定しなかった国の処分の取消しを求めていた訴訟(控訴審)で、東京高裁は、一審の東京地裁判決(請求棄却)を支持し、控訴を棄却。(2012年1月25日)

裁判長は、業務内容を「精神的・身体的に著しく負担が大きかった」と認定しまし

たが、ストレスと糖尿病悪化の関係は「医学的知見が定まっていない」とし、業務と死亡との因果関係を否定しました。

この男性は 1984 年に入社、1997 年 6 月に糖尿病の合併症が原因で死亡しました。直前の同年 5 月までの半年間の時間外労働は、月平均約 134 時間に達していました。

◆「育休に伴う解雇」

育児休業の取得を理由に解雇されたのは違法であるとして、埼玉土地家屋調査士会の元社員の女性が解雇無効の確認などを求めている訴訟で、さいたま地裁は、同会が請求を認める「認諾」を表明して審理が終了しました。職場復帰と同会および同会会長が慰謝料 165 万円を女性に支払うことが決まりました。(2012 年 2 月 2 日)

原告側の代理人弁護士は「泣き寝入りせずに闘った結果。より働きやすい職場になってもらいたい」と話しています。

この女性は 2005 年 8 月に事務職として入社し、2009 年 9 月に妊娠後、切迫流産の危険があったため数日間休みましたが、同年 11 月以降、同会役員らに退職を勧められました。2010 年 4 月から産休と育休を取得し、2011 年 5 月 18 日に復帰すると、そのまま解雇されました。

中小企業の「後継者不在」の状況は？

◆約 3 分の 2 が「後継者不在」

株式会社帝国データバンクは、後継者の実態について分析可能な信用調査報告書(2008 年以降)のある約 41 万社を対象に国内の後継者不在企業の実態を分析し、その結果を発表しました。

それによると、国内企業の 65.9%が「後

継者不在」となっています。

◆地域別に見るとどうか？

地域別に見てみると、「後継者不在率」が 70%を超えている地域は、「北海道」(71.8%)と「中国」(71.3%)です。

なお、沖縄県では実に 81.4%となっており、都道府県別で唯一、8割を超える結果となっています。

◆業種別に見るとどうか？

「後継者不在率」の高い業種は、「サービス業」(72.1%)、「建設業」(69.6%)、「林業・狩猟業」(69.1%)、「不動産業」(68.0%)、「卸売・小売業、飲食店」(64.8%)となっています。

◆後継者不在の原因は？

中小企業における「後継者不在」の原因として、主に次のことが挙げられています。

(1) 「後を継ぐ子がない」

…少子化により、多くの企業には後継する子自体がないことが原因にあります。

(2) 「子が後を継がない」

…子が「厳しい経営環境にあえて飛び込む必要はない」と考えていることが原因にあります。

(3) 「子が後を継げない」

…子が会社を継ごうとしても「経営能力」が備わっていないことが原因にあります。

早くも開催日程決定！

さらにパワーアップ！！

服部事務所知っ得情報説明会

●と き 6月13日(水) 午後1時30分

●ところ 米子コンベンションセンター

今年も皆様のお役に立つ情報満載です。

ぜひご期待ください！